



Title	外国為替手形・小切手の実務論的展開 -法制・規格・様式の統一化への展望-
Author(s)	福島, 昌則
Citation	経営と経済, 63(2), pp.1-26; 1983
Issue Date	1983-09-26
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/28192">http://hdl.handle.net/10069/28192</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-23T05:06:16Z

# 外国為替手形・小切手の実務論的展開

——法制・規格・様式の統一化への展望——

福 島 昌 則

## 目 次

- 序 章 はじめに
- 第1章 手形・小切手の沿革
  - 第1節 日本における手形・小切手の沿革
  - 第2節 ヨーロッパにおける手形・小切手の沿革
    - 1. 手形の沿革
    - 2. 市場振出手形・市場決済手形
    - 3. 裏書の推移
    - 4. 小切手の沿革
- 第2章 手形法・小切手法の推移
  - 第1節 国別事情
    - 1. フランス
    - 2. ドイツ
    - 3. イギリス
    - 4. アメリカ
    - 5. 三法系
  - 第2節 手形法・小切手法の統一運動
  - 第3節 日本における手形法・小切手法の推移
- 第3章 改正手形法および小切手法に対する本邦銀行の対応
- 第4章 外国為替と手形・小切手
  - 第1節 信用状取引の為替手形
  - 第2節 送金小切手
- 第5章 統一化への問題点
- 終 章 おわりに

## 序章 はじめに

手形・小切手について、その経済用具としての歴史的経緯と法制的推移を辿り、各国それぞれに制定されていた手形法の統一経過とその到達点としての1934年のジュネーブ統一法の採択により統一法と英米法の二法系時代を迎えたこと、さらに本邦において1965年に統一手形用紙制度が採用された事情をもち込み、法と実務の接点を模索しつつ、外国為替手形・小切手の統一化の方向を探ることとする。

手形は本来外国為替手形的色彩を帯びて生れ出たといわれるが(1)、まずその生い立ちから考察のこととしたい。

### 第1章 手形・小切手の沿革

#### 第1節 日本における手形・小切手の沿革

鎌倉時代に送金を目的とした「替<sup>カエセン</sup>銭」という証書が使用されていた。「替<sup>カエ</sup>銭<sup>セン</sup>」は両替を意味し、現在の「為替<sup>カワセ</sup>」の語源であるといわれている。

室町時代に「割符<sup>カイツ</sup>」となり、徳川時代には「為替手形」「預り手形」「振手形」という証券に発達した。これは今日<sup>コンニチ</sup>の為替手形、約束手形、小切手に該当するものである。

わが国現行の手形・小切手制度は、これらの古来の制度が発展したのではなく、明治以後において西欧諸国から受継いだものである。

したがって本邦現行制度の沿革を辿るにはヨーロッパにおける手形・小切手制度の沿革を概観する必要がある。

#### 第2節 ヨーロッパにおける手形・小切手の沿革

##### 1. 手形の沿革

手形の起源についてはローマ法下の自筆証書、8世紀頃のアラビヤの制度等諸説があり定説はない。

経済が或段階に達し需要が生ずればこれに応ずる技術が考えだされるのは当然のことであり、手形類似の制度が古くから世界各地に行なわれていたであろうことは、容易に想像されるところである。わが国の「替<sup>カエセン</sup>銭」等もしか

りといえよう。

現在の制度にまで発展した歴史的過程についての通説は、概ね次のようなものである。

中世の地中海沿岸都市は、商業の中心地として世界の商人が集散し、ここに両替商が発生した。貨幣の交換のほかに現金輸送の危険と費用をまめかれるため、両替商に当該地の貨幣を払いこんで書面の交付を受け、目的地でその書面と引換えにその地の貨幣で支払を受けるといった仕組みが考えだされた。この書面が手形の原型と考えられる。

これは、原因契約である両替契約を書面にしたものであり貨幣の相違を必要とした。貨幣の現実の交換（両替）に対し書面による交換といわれ、bill of exchange もこれから発したものである。

同地手形もあったが、ローマ教会の利息禁止の教理が強行され、同地手形は禁圧された。

最初の手形は、約束手形形式のものであったといわれている。両替商が一定の金額を受領したことをあらわし（対価受領文言）、支払地で支払人が書面の呈示人に支払うという公正証書であった。

13世紀頃から為替手形形式の私製証書が用いられはじめた。

この為替証書と約束手形形式の公正証書を結びつける説がある。即ち両替商は約束手形形式の公正証書作成と同時に支払人宛の支払依頼書を作成していたが、次第にこの支払依頼書自体が効力を認められるようになったため作成費用を要する公正証書が省略され支払依頼書のみで用が足りるようになったというゴールドシュミット・シャウベの説がこれである。

これとは反対に、為替手形は約束手形とは関係なく発達したものであり、振出人の担保責任は為替手形に書かれた対価受領文言にもとずくとするグリューンフート・ヘックの説もあった。

結局、1910年にラッテスが発見した古文書によって前者の約束手形為替手形関連説が正しいとされた由である。

## 2. 市場振出手形・市場決済手形

ヨーロッパの主要都市の両替商は、市場が開かれる日に商人等のためにその市場が支払地であり市日を期日とする市場手形の支払を行ない、また各地あての手形を振出した。手形制度はこの市場を通じて進歩することとなる。

市場手形の支払は差額決済の方法で行なわれたがこれは現在の手形交換とみることができるであろう。

また市場手形は満期日前に支払の承認を得ておくこととされたがこれまた現在の手形の引受とみることができる。

支払拒絶証書、手形保証の制度がはじまったのもこの頃のこととされている。

## 3. 裏書の推移

12～16世紀の間は裏書という制度はなかったとされている。したがって当時の手形当事者は、振出人（両替商）、送金人（依頼人）、支払人（両替商）、呈示人（受取人）の四者であった。

17世紀頃イタリア、フランスで手形に指図文句を記入して呈示人がイタリアでは手形表面下部に、フランスでは裏面に支払人あてに受取人を指定する方法が行なわれるようになった。はじめの頃は取立のための受任者の地位しか認められなかったが、時の流れるにしたがって裏書人が対価受領文言を記載した場合には独立した権利者と認められ、振出人同様手形の引受、支払について担保責任を負うべきものとされることとなった。

裏書制度の普及に伴ない従来の両替商独占状況が崩れ一般商人の利用が増えてくるとともに手形の満期日前の換金（今日用語でいえば手形割引）が行なわれるようになり、送金手段の手形が信用手段としての機能を発揮し得ることとなった。特に国内取引においてこの信用機能が重視されることとなった。

## 4. 小切手の沿革

小切手の起源については、ギリシャ、ローマにその発生を説く人もいるがさだかではない。金融業者ができて預金が行なわれるようになれば、この金

融業者あての預金者の書面（支払指図書）で支払を行なわせる方法がでてく  
るものと思われる。

13世紀頃、イギリス、ドイツなどで王侯が支払を行なう場合に出納官吏あ  
てに支払命令書を発行したことを小切手のはじめと説く人もあるがこれに対  
し公権にもとづくものであるからと反対する人もある。

諸説はともかくとして、小切手制度の本質は金融業者あての支払委託にあ  
ることから、14世紀にイタリアで両替商に支払委託をする方法がはじまり、  
これが16世紀にオランダへ、17世紀にイギリスへと伝播し発達したものと  
いわれている。

イギリスでは両替商兼金銀業者に現金を預けておいて、支払う必要がおこ  
るたびごとに支払委託書を発行していたがこの両替商兼金銀業者は逐次銀行  
に発展して行った。一方受取人は受取った支払委託書をいちいち現金にか  
える手間を省くためこれを自分の取引銀行に預け、その取引銀行が支払銀行と  
決済していたようである。具体的には受取人の取引銀行の使送者（いわゆる  
お使いさん）が支払委託書を支払銀行に持参して現金を受取り、これを持  
帰って預け人の口座に入金するというプロセスを辿っていたということであ  
る。このことから容易に想像されるように、毎日多数の使送者が銀行間を走  
り廻って多忙を極めるといった時代が到来していた。走り廻るのに疲れた使  
送者がコーヒーショップで一息いれているうちに同類が集まり相談のうえ、  
お互いの銀行同志で貸借決済可能なぶんについては其場で交換し、差額につ  
いてのみ現金で決済するという仕組みが考え出され次第に発展して毎日同一  
時刻に同一場所に集まって一斉に交換するという今日の<sup>こんにち</sup>手形交換所が18世紀  
末に設置されるに至りその利便さのゆえに小切手の利用がますます盛んにな  
ってきたとされている。

19世紀中にこの制度がイギリスからヨーロッパ大陸へ逆上陸し漸次普及す  
ることとなったと云われている。(2)

## 第2章 手形法・小切手法の推移

### 第1節 国別事情

#### 1. フランス

近代手形法の嚆矢をなすといわれているのが1673年のルイ14世の商事勅令…… (Ordonnance sur le commerce) 第5章33ヶ条および第6章9ヶ条の規定である。

その後1807年に商法典 (Code du commerce) が制定され手形については第1巻第8章110条～189条に規定されたがこれは前述の勅令を踏襲し若干修正したものに過ぎない。そのうち、1894年、1904年、1922年と部分的改正が行なわれた。

小切手法は手形法の制定にはるかにおくれ、1865年6月15日制定されたが大陸諸国の中ではもっとも早く制定された。

#### 2. ドイツ

1794年のプロシヤ国法は537ヶ条におよぶ手形に関する詳細な規定をもつものであった。しかしながら19世紀半ば頃までは各都市等がそれぞれの手形法をもっているという状況であった。1843年頃には手形法の数が56を算するに至り取引上さまざまな支障が生じたことから手形法の統一を熱望する声が高くなった。

この声を受けて、1847年普通ドイツ手形条例100ヶ条がライプツヒの会議で成立し、大部分の都市等で採用され、1861年ニュールンベルグ新法8ヶ条が追加され、1871年そのままドイツ帝国法となり、ドイツ共和国となったのちも継続した。

小切手法は、1908年に至りようやく制定された。

#### 3. イギリス

手形法は長い間慣習法として発達した。

1882年、慣習法、特別法令、判例約2500を整理した手形法が制定され、小切手も為替手形の1種として規定された。(100ヶ条)

通称、Bills of Exchange Act

正称, An Act to codify the law relating to bills of exchange, cheques and promissory notes.

#### 4. アメリカ

19世紀末までは判例法のほか、各州それぞれの別個の法律を制定していた。

経済の発展に伴ない各州それぞれ別個の法律であることから生ずる不便が甚だしく、この弊害を除去すべく統一州法委員会が解決に乗出し1896年に統一流通証券法（Uniform Negotiable Instruments Law）が成立し、1897年ニューヨーク州の採用を皮切りに各州が順次採用して統一が実現した。(3)

その後イギリスの Sale of Goods Act をモデルとして、Uniform Sales Act が成立し、1907年の3つの州の採択を皮切りに36の州によって採択された。

ついて船荷証券 Bills of Lading, 倉荷証券 Warehouse Receipt, Trust Receipt に関する統一法案も制定された。

また、American Banker Association は Bank Collection Code を立案し、1929年にニューヨーク州で採択され、18州で部分的に或は全面的に採択された。

これらの動きは、20世紀初頭より漸次活発となったアメリカの経済活動が、州際取引あるいは多州間取引の増大を招きそのための州間の商取引を統一しようとする動きが必然的におこってきたことを背景としている。とくに第一次大戦後のアメリカの国際的地位の向上がこの傾向に拍車をかけたとい得る。

とは云いながら、1930年代のおわり頃、すなわち第二次大戦前夜の頃までに統一化は相当推進されたといえるものの、すべての州で採択されたものは

- ① Negotiable Instruments Act
- ② Warehouse Receipt Act
- ③ Stock Transfer Act



のみであって、統一の成果としては満足すべきものではなかった。統一法案の同一条文についても各州の裁判所が異なった解釈をし、また矛盾する判決をくだす例が多いという事態を生じた。たとえば Uniform Negotiable Instruments Act においても裁判所間の意見不一致の例が70件にもものぼったということである。統一性を保つために統一法案を修正しようという試みも行なわれたが、統一法案を採択しても修正案を無視する州が続出し何らの進展も見られなかった。

1939年に Commerce & Industry Association of New York (Merchants Association) は州際取引適用のための Uniform Sales Act 改訂法案を作成し、連邦法として採択するように提案した。ところがある取引が州内取引であるのか州際取引であるのかという問題にからみ州法、連邦法の適用区分が重大問題となり難関に逢着した。

一方 Uniform Negotiable Instruments Act の改訂に着手していた統一州法委員全国会議 (The National Conference of Commissioner on Uniform State Law) はこの Uniform Sales Act の改訂について、Commerce & Industrial Association of New York と協力することとなった。

以上2つの法案の改訂作業を進めているうちに、某委員から、商品の仕入れ、販売、受渡し、輸送、金融、保管、最終決済までの全過程を網羅した商取引に関する法規を一つの統一法案としてまとめようという提案が行なわれた。商事取引の各部分の法案が、個々に統一化の方向で検討されてきたものをマクロ的観点から統一化し、この統一法案を各州に採択させようという画期的提案であった。

第二次大戦も峠を越え、ノルマンディー上陸作戦も行なわれて連合国側の勝利がほぼ確定的となった1944年になり、アメリカ法協会 (American Law Institute) 「判事、弁護士等の団体が30年間にわたって契約、信託、財産、不法行為等の分野で法令改訂、統一に貢献した団体」が単一法作成に協力することとなった。

結局、統一州法委員全国会議とアメリカ法協会が商事取引法の統一の2大推進母体となったわけである。

Uniform Commercial Code の原案は一流メンバーが起草したが、これを2団体の会員が詳細綿密に検討して、さらに各業界組合、組合の顧問弁護士、銀行協会、倉庫業者、運輸業者等本案成立により影響を蒙る各団体の批判を求めた。

長期かつ広範な検討の結果1952年に「統一商法典」が成立し、1953年にまずペンシルバニア州が採択し1954年7月1日を発効日とした。これが1952年版 Official Draft であるが、その後も検討が重ねられ、1958年版、1962年版が作成されている。各州議会は採択後も新しい Draft による修正を実施している。

「統一商法典」は、発効日、登記手数料、既存の法規の存続については何等規定せず、また一部規定においては選択的規定が行なわれており、さらに統一文言についても州により若干、あるいは大幅に変更した州もあり、統一法として全面的に通用すると考えるわけにはいかないという面があることに注意を要する。したがってその適用については当該州の文言を必ず参照する必要があることはいうまでもない。

1953年のペンシルバニア州の採択を皮切りに長い時間をかけて逐次各州が採択し、大部分の州において発効している。

統一商法典 Uniform Commercial Code は全10章よりなっており、手形、小切手については第3章に規定されている。各章について簡単に述べておく。

## 第1章 General Provisions

用語の定義および解釈上の原則を規定。

## 第2章 Sales

売買契約、売買契約中の保証、売買当事者の権利、救済関係について規定。従来の Uniform Sales Act に相当する部分である。

### 第3章 Commercial Paper

本章が Negotiable Instruments Law (流通証券法) に相当する部分で、Notes, drafts, checks, bills of exchange, certificate of deposit に適用される。

### 第4章 Bank Deposits and Collections

従来、American Bankers Association が制定した Bank Collection Code が適用されていた分野であり、銀行業務の預金、送金、取立について詳細に規定している。

### 第5章 Letters of Credit

New York City Banks は、当初 I C C の統一規則があるという理由で本章を設けることに反対したが、102条の(4)に次の clause を入れるということによって本章が規定された。

実質的に Clean L/C と一部 Domestic L/C に適用される。

“Unless otherwise agreed, this Articles does not apply to a letter of credit or a credit if by its terms or by agreement, course of dealing or usage of trade such letter of credit or credit is subject in whole or part to the Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credits fixed by the Thirteenth or by any subsequent Congress of the International Chamber of Commerce.

### 第6章 Bulk Transfer

Bulk Sales の統一性をはかった規定である。

### 第7章 Warehouse Receipts, Bills of Lading and other Documents of Title

従来 of Uniform Bills of Lading Act, Uniform Warehouse Receipt Act にかわる章である。

### 第8章 Investment Securities

Stocks, Bonds 等の Investment Securities の negotiation, transfer を扱っている。従来 of Uniform Stock Transfer Act にかわるものである。

## 第9章 Secured Transactions

次の各法令で規定されてきた動産担保権について統一化したものである。

- (1) Uniform Conditional Sales Act.
- (2) Uniform Trust Receipt Act,
- (3) Chattel Mortgage Act.

## 第10章

発効日および経過規定

### 5. 三 法 系

フランス、ドイツ、イギリスの手形法はもともと模範的であったことから、世界各国はこの三国のいずれかを範として手形法を制定した。

したがって世界各国の手形法は

ドイツ法系

フランス法系

イギリス法系

の三法系にわかれることとなった。

フランス法系

オランダ、ベルギー、スペイン、ポルトガル、ラテンアメリカ諸国

ドイツ法系

オーストリー、スイス、イタリー、ハンガリー、スカンジナビア諸国、

日本

イギリス法系

アメリカ、カナダ、インド、オーストラリア、南ア連邦、イギリス植民地  
ヘーグ統一規則準拠…ドイツ法系と考えられる。

ロシア、チェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、トルコ、

中国

### 第2節 手形法、小切手法の統一運動

各国それぞれの手形法、小切手法が存在することは、国際的に流通する手形、小切手の取引に非常な障害をもたらしたため、19世紀後半以降、手形法、小切手法を国際的に統一する必要がとなえられた。

国際法協会 International Law Association が1876年～1878年に  
国際法学会 Institut de droit International が1882年, 1885年  
に統一手形法案を発表した。

1910年と1912年にオランダ政府主宰のもとヘーグで手形法統一会議が開催  
され「為替手形及び約束手形の統一に関する条約」31カ条  
「為替手形及び約束手形統一規則」80カ条  
「小切手法統一規則草案」34カ条  
を可決した。

これを27カ国が調印したが、イギリス、アメリカは調印を保留し、日本も  
調印せず、また調印した国も批准未了のうちに第一次大戦が勃発したため統  
一事業は中断のやむなきに至った。

第一次大戦終了後、1920年のブラッセル財政会議の提唱で国際連盟の経済  
委員会が研究を開始し、1927年～1928年に法律専門委員を集め統一規則ジュ  
ネーブ案を作成せしめた。

1930年、「為替手形、約束手形及び小切手に関する法律統一のための国際  
会議」の第一回目がジュネーブで開催され、31カ国の代表委員によって三つ  
の条約が成立した。

- (1) 為替手形及び約束手形に関し統一法を制定する条約ならびに第一、第  
二附属書

各締約国が第一附属書の定める統一規則78カ条を原文（英文及び仏  
文）か又は自国語で各国領域において施行することを約束したもので第  
二附属書は留保事項を定めた。

統一規則はおおむねヘーグ条約を踏襲した。

- (2) 為替手形及び約束手形に関し法律の若干の抵触を解決するための条約  
国際手形法の統一に関する条約である。

- (3) 為替手形及び約束手形についての印紙法に関する条約

手形行為の効力又はこれから生ずる権利の行使を印紙法の遵守にかか  
らしめないことを約束した。

1931年第二回ジュネーブ会議が開催され次の三条約が成立した。

- (1) 小切手に関し統一法を制定する条約
- (2) 小切手に関し法律の若干の抵触を解決するための条約
- (3) 小切手についての印紙法に関する条約

以上に返べた手形法，小切手法のそれぞれ三条約は，1934年（昭和9年）1月1日から効力を発生した。

イギリス，アメリカは最初から条約参加の意思はなく，統一条約に参加したのはフランス法系，ドイツ法系に属する諸国であった。

手形法に関する三条約に署名し批准した国（16カ国）

ドイツ，オーストリー，ベルギー，デンマーク，ダンチッヒ，フィンランド，フランス，イタリー，日本，ルクセンブルク，ノールウエー，オランダ，ポーランド，ポルトガル，スウェーデン，スイス

署名したが批准しなかった国（9カ国）

ブラジル，コロンビヤ，エクアドル，スペイン，ハンガリー，ペルー，チェコスロバキヤ，トルコ，ユーゴスラビア

あとから条約に加入した国（2カ国）

モナコ，ソビエト連邦

印紙法以外の二条約のみに加入した国

ギリシャ

印紙法のみに加入した国

イギリス

小切手法に関する三条約に署名，批准した国（15カ国）

ドイツ，デンマーク，ダンチッヒ，フィンランド，フランス，ギリシャ，イタリー，日本，モナコ，ノルウエー，オランダ，ポーランド，ポルトガル，スウェーデン，スイス

署名したが批准しなかった国（11カ国）

オーストリー，ベルギー，エクアドル，スペイン，ハンガリー，ルクセンブルク，メキシコ，ルーマニヤ，チェコスロバキヤ，トルコ，ユーゴスラ

## ビア

あとから条約に加入した国

ニカラグア

印紙法のみ加入した国（2カ国）

イギリス、アイルランド

ジュネーブの統一条約に参加した諸国は、この条約にもとづいて従来の手形法、小切手法を改正した。改正年次、国名、改正法は次のとおりである。

1932年	オーストリー	手形法
1933年	ドイツ	手形法、小切手法
1933年	イタリア	手形法
1934年	イタリア	小切手法
1935年	フランス	手形法、小切手法
1936年	スイス	手形法、小切手法

ここにおいて、欧州大陸法系に属する諸国の手形法、小切手法の統一が実現した。しかしながらイギリス、アメリカはこれに参加することなく、二法系のまま推移して今日に至っている。(4)

### 第3節 日本における手形法、小切手法の推移

日本における最初の立法は、明治15年（1882）太政官布告17号で制定された「為替手形約束手形条例」でフランス法系に属するものであった。

次に明治23年（1890）に公布され、明治26年7月1日に施行された「旧商法（法律32号）第1編第12章〔手形及び小切手〕があるがこれはドイツ法フランス法を折衷しイギリス法を加味したものであった。

第三回目は明治32年（1899）の商法（法律48号）第4編でドイツ法系に属し、その第4章にイギリス法の痕跡をとどめた小切手法を含むものであった。なお、明治44年（1911）に若干修正されている。

第四回目は昭和7年（1932）手形法（法律20号94カ条）および昭和8年（1933）小切手法（法律57号81カ条）で、ジュネーブ統一条約に参加したた

め制定したものであり、統一条約の効力発生に伴なって昭和9年（1934）1月1日付をもって施行された。

なお、手形法、小切手法の附属法令として制定されたものを次に掲げる。

昭和8年（1933）

- ① 拒絶証書令（勅令316号）
- ② 手形法第83条及び小切手法第69条の規定による手形交換所指定の件（司法省令第38号）
- ③ 小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件（勅令329号）
- ④ 小切手の呈示期間の特例に関する件（勅令317号）(5)

### 第3章 改正手形法および小切手法に対する本邦銀行の対応

前述したジュネーブ統一条約加入による改正手形法および小切手法は昭和9年（1934）1月1日から実施のこととなり、昭和8年（1933）12月13日の官報をもって発表された。

本件実施についてはかねてから東京手形交換所および大阪手形交換所で研究が進められていたがその結果、手形および小切手の標準様式を制定して主要銀行がこの標準様式を採用することとなり各行それぞれ新規印刷の際に改訂することとされた。

此時期に世界の三大為替銀行の一つとして雄飛していた横浜正金銀行が採った措置のうち具体例を紹介する。

#### 1. 英文為替手形

改正手形法第1条には、“為替手形ナルコトヲ示ス文字”を記載することを要すとあるが、横浜正金銀行で当時使用していた英文為替手形の本文には“Pay This First of Exchange”という表現があり当然規定に合致すると思われていた。ところが手形法統一条約附属文書所載の統一手形法第1条英文が“The term ‘Bill of Exchange’ inserted.....”となっていたこと



からこの条文により日本以外においては手形の本文中に‘Bill of Exchange’の字句がないものは為替手形とは見なされないということで問題をひきおこす恐れがないとは云いきれないという松本蒸治博士の意見が寄せられるに至った。ここにおいて横浜正金銀行は万全を期することとし昭和8年(1933)12月31日付通達で内地各店に対し「内地各店買取の為替手形本文中の“Pay This First of Exchange”を“Pay This First of Bill of Exchange”と補字するよう指示を行なった。新規印刷分からはすべて改訂されたことは云うまでもない。(6)

## 2. 外貨小切手支払文言の改正

改正小切手法第36条の定めるところによれば、外貨小切手の所持人が小切手代り金を受取るために銀行窓口または手形交換所経由で呈示をした時点で銀行にまだ取組案内が着いてないという理由で支払いがなされない場合には、後の実際の支払日の為替相場と呈示した日の為替相場との間に開きがあれば、小切手の所持人は有利な為替相場を選択できることとなって、このため銀行にとって不利となる恐れが生じた。

そこで対応策について顧問弁護士に相談したところ、従来の小切手面に記載されていた文言の中の“呈示日”を“支払日”とすることで問題化を防止できるとの意見が出され次の文言を使用されるようとの意見具申があり昭和9年(1934)4月24日付で内外各店へ通達された。

改正文言は次のとおりである。

“Payable in local currency at the Bank’s buying rate of exchange on the date of payment.” (7)

## 3. 当座勘定契約書および小切手使用規定

内地各店の当座勘定契約書および小切手使用規定は、新旧区々の様式があり一定していなかった。そこでその長短を取捨した統一書式を作成して各店に配付し適当な機会に従来の取引先から新契約書を差入れさせるよう昭和9年(1934)10月26日付で内地各店に指示した。

なお、英文の当座勘定契約書・小切手使用規定も作成のうえ内地各店に送付された。(8)

第4章 外国為替と手形・小切手

外国為替関係で多用される手形は為替手形である。また小切手も送金小切手として利用される。

本邦手形法では、「外国為替手形」と「内国為替手形」との区分をしていないが、手形法第88条以下に国際私法的規定をおいている。

本章では信用状取引に使用される為替手形と送金に使用される小切手について考察のこととする。

第1節 信用状取引の為替手形

為替手形を例示すれば次のとおりである。

BILL OF EXCHANGE	
① No. 200	⑤ STAMP
For US \$ 10,000.—	
	G OSAKA, June 30, 1983
D	A ⑥
At 60 days after sight of this FIRST Bill of Exchange	
⑥	B
(Second of the same tenor and the date being unpaid) pay to	
F The Bank of KANSAI, Ltd. or order the sum of Dollars Ten Thousand only in U. S. Currency	
②	③
Value received and charge the same to account of New York Trading Company, New York	
④ Drawn under Bankers Trust Company, New York L/C No. 12123 dated May 30, 1983	
C To Bankers Trust Company	
E New York, N. Y.	H ABC Trading Co., Ltd.  (Signature) _____ Manager

1. わが国手形法第1条, 第2条にかかげる為替手形の絶対的記載要件  
(これを欠く為替手形は無効である。)

(1) 証券の文言中にその証券の作成に用うる語をもって記載する為替手形  
なることを示す文字。(手形文句)

例示Aの this FIRST Bill of Exchange がこれである。表題部の BILL OF EXCHANGE のみでは要件を満たしたことはない。その証券の作成に用うる語をもってとは、手形が日本語で作成された場合は日本語で、英語で作成された場合は英語でという工合に、手形作成に使用された言語を用うるという意味である。実際問題として、ロンドン、ニューヨーク市場を利用するためには英語の手形が至便であり、広く利用されている。

なお、英米法ではこの手形文句は要件とはなっていないので英米法地域の振出手形でこの手形文句を欠くものがあるがこれは有効である点留意を要する。

(2) 一定の金額を支払うべき旨の単純なる委託

例示の B pay to …… the sum of がこれである。信用状取引の場合は信用状の限度額内でその通貨で表示することとなる。一定の金額であるから US \$ 1,000.— or US \$ 2,000.— という表現は許されない。また単に \$ のみでは米ドル、豪州ドル、カナダドルのいずれか不明ということとなるから米ドルであれば例示のように in U. S. Currency と明示する必要がある。金額表示については数字か文字いずれか、もしくは両方で記載するが、万一数字と文字の双方に相違ある場合は文字が優先される。一般的には例示のように数字と文字の双方が表示されることが多い。

(3) 支払をなすべき者の名称 (Drawee)

例示の C Bankers Trust Company がこれである。手形の名宛人であり支払人である。

(4) 満期の表示 (Time of payment)

例示の D At 60 days after sight がこれで本例では一覽後60日払いを示している。信用状取引では一覽払 (at sight or on demand) 手形かもしくは一覽後定期払 (上記の例) がよく使用される。期間は 30days, 60days,

90 days, 120 days が普通であるが 1 month, 2 months と表示される場合もある。

このほか確定日払（何年何月何日支払と支払日を特定する方法）と日付後定期払（手形の振出日から一定期間を経過した日を満期とする方法）も認められているが rare case である。

(5) 支払をなすべき地の表示 (Place of payment)

例示 E の New York, がこれである。

(6) 支払を受けまたはこれを受ける者を指図する者の名称 (Payee)

例示 F. The Bank of KANSAI, LTD or order がこれである。

Payee の表示方法はわが国手形法では次の 2 種類が認められている。

(a) 記名式（何々様へ）

Pay to The Bank of KANSAI, Ltd.

(b) 指図式（何々様または指図人へ）

Pay to The Bank of KANSAI, Ltd. or Order

Pay to the order of The Bank of KANSAI, Ltd.

英米法に於てはこのほか次の 2 種類も認められている。

(c) 持参人式（持参人へ）

Pay to Bearer

(d) 選択無記名式（何々様または持参人へ）

Pay to The Bank of KANSAI, Ltd. or Bearer

信用状取引の下においては上述のうち(b)の指図式形式の手形が使用され割引銀行名を記載するのが一般に行なわれる方法である。

(7) 手形を振出す日及び地の表示 (Date of bill, Place of issue)

例示 G. OSAKA. June 30, 1983 がこれである。

(8) 手形を振出す者の署名 (Drawer)

例示の H ABC Thading Co., Ltd. がこれである。信用状取引においては信用状面の受益者 (Beneficiary) が手形の振出人となる。

## 2 絶対的記載要件以外の記載事項

(1) 振出人の手形番号

例示 ① No. 200 がこれである。振出人の手形管理のための番号である。

(2) 対価受領文言

例示 ② Value received and charge the same to account of が対価受領文言または対価文言と呼ばれる。単なる慣用句であり実質的な意味はないがこの文言のあとに信用状開設依頼人名が記載されることもある。例示の ③ New York Trading Company. New York がこれである。

(3) 信用状関係文言

例示の ④ Drawn 以下全文がこれである。この記載は概ねほとんどの信用状において記載することを要求してくる。信用状の指図どおりに記載する必要がある。

(4) 収入印紙

例示の ⑤ STAMP の個所に収入印紙を貼り振出人が消印をする。組手形 (set bill) の場合は original (通常第一券) に貼付すれば良い。印紙の貼付洩れの場合には手形の効力には関係がないが振出人が脱税したということで追求される点注意を要する。

(5) 組手形の番号

例示の ⑥ FIRST および ( ) 内の Second 以下の全文がこの番号を示す。手形法第64条2項に組手形はその証券の文言中に番号を付すことを要求している。これを欠く場合は夫々が別の為替手形とみなされるとしている。二重払防止のための表示でもある。例示には出ていないが券面に大きく 1 2 あるいは First, Second と表示されることが多い。

(6) そ の 他

例示は省略してあるが前述した事項のほか次に次の各文言が記載されることがある。

a. 付属書類の引渡方法

- |      |                                      |     |
|------|--------------------------------------|-----|
| (a). | Documents against acceptance または D/A | 引受渡 |
| (b). | Documents against payment または D/P    | 支払渡 |
| b.   | 利息文言 (Interest clause)               |     |

利息文言は通常買取銀行がスタンプ押捺する。

c. 拒絶証書作成免除文句

無費用償還文句ともいう。“Protest waived”または“Waived protest”と手形面の余白に記入して署名をする。

d. Without recourse

無担保文句といわれる。信用状にこの記載を要求している場合は手形面に“Without recourse”と明示する必要がある。(9)

## 第2節 送金小切手

送金小切手を例示する。

③	①
THE BANK OF KANSAI, LTD	REF. No. 00065
②	
E-303	E HIGASHI-KU, OSAKA MAY. 30, 1983
	④ US \$ 1,000.00
B	PAY AGAINST THIS
	⑤
A,	<u>AMERICAN TRADING COMPANY</u>
SAY U. S. DOLLARS ONE THOUSAND ONLY	
	F THE BANK OF KANSAI, LTD
	HEAD OFFICE
C	TO BANKERS TRUST COMPANY (SIGNED)
D	NEW YORK, N. Y. <u>MANAGER.</u>

1. わが国小切手法に定める小切手要件は次のとおりである。(小切手法第1条)

(1) 証券の文言中に其証券の作成に用いる語をもって記載する小切手なることを示す文字

例示 Aの CHECK がこれである。CHEQUE と示す場合もある。

(2) 一定の金額を支払うべき者の単純なる委託

例示の B PAY...TO...SAY US DOLLARS ONE THOUSAND ONLY

でこの場合米ドル1千ドルが一定の金額である。1千ドルもしくは5百ドル等の表示では要件を欠くこととなる。単純なる委託であるから条件をつけることも許されない。

(3) 支払をなすべき者（支払人）の名称

例示 C の BANKERS TRUST COMPANY がこれである。

(4) 支払をなすべき地の表示

例示 D の NEW YORK が支払地である。

(5) 小切手を振出す日及地の表示

例示 E の HIGASHIKU, OSAKA MAY, 1983 である。

(6) 小切手を振出す（振出人）の署名

例示 F の THE BANK OF KANSAI, LTD (SIGNED) が振出人である。

2. 小切手要件以外の記載事項

(1) 振出人の小切手番号

例示 ① の REF. No 00065 で振出人が発行小切手の管理のため付したものである。

(2) 小切手用紙番号

例示②の E—303 で通常印刷済である。これは小切手用紙を印刷する際に用紙管理の目的で用紙1枚ごとに採番のうえ印刷される。

(3) HEADING.

例示 ③ の THE BANK OF KANSAI, LTD で振出人名をわかりやすく印刷したものである。

(4) 金額複記

例示 ④ の US \$ 1,000.00 が金額複記でこのようにアラビア数字で記入される。

(5) 受取人

例示 ⑤ の AMERICAN TRADING COMPANY が受取人である。受取人については小切手法第5条に定めがありその内容は次のとおりである。

小切手は左のいずれかとしてこれを振出すことを得。

1. 記名式又は指図式
2. 記名式にして「指図禁止」の文字又はこれと同一の意義を有する文言を記載するもの
3. 持参人払式

なお、受取人の記載のない小切手は持参人払式小切手とみなされる。(同条3項)(10)

## 第5章 統一化への問題点

以上見て来たように手形・小切手の歴史は古く、人類の経済発展と軌を一にして、経済の潤滑油的機能を果しつつ今日に至っている。手形法、小切手法についても既に数百年の歴史があるが交易範囲の拡大につれて統一機運が醸成され、1934年に統一条約が発効するに至った。しかしながら英米二か国はこれに参加することなく今日に至っているが、歴史的観点から見れば、あまたの都市国家の数と等しかった手形法・小切手法が、統一法、英米法の二法系に集約されたということは画期的な出来事であった。

次のステップとしては、既存の二法系を集約した世界的統一法時代の到来が望まれる(11)ところであるが、現行統一法と英米法との間には相当の懸隔があることも事実である。

一例として手形の絶対的記載要件における両者の相違点を摘出のこととする。

まず手形文句であるが、統一法は要件とし、英米法は要件としていない。この件に関しては1912年のヘーグでの手形法統一会議で手形文句を要件とすることに對し、イギリス政府から不必要にして煩雑に過ぎるという反対意見が出されており、この時以来の対立となっている。(12)

次に手形の振出日であるが、統一法は要件とし、英米法は要件としていない。したがって英国から取立てに送付され日本に到着した手形で振出日を欠くものがあるが、この振出行為は日本では無効であるが振出地の英法の適用を受けるから有効ということとなる。(13) 第三に支払を受けまたはこれを受



ける者を振図する者の名称 (Payee) についてであるが、統一法では記名式、指図式の2方式を認め、英米法ではこのほかに持参人式、選択無記名式の2方法も認められている。信用状取引のもとに振出される手形は指図式のもの(例示・Pay to the Bank of Kansai, Ltd. or Order・または、Pay to the Order of the Bank of Kansai, Ltd.)が一般に行なわれている。(14)

第四に支払地・振出地の記載であるが統一法は要件とし、英米法は要件としていない。

手形要件の対立点のうち主だったものを例示したが、英米法の立場から統一法を見た場合、形式重視・硬直性向ありとの批判が一貫している。満期の記載あるいは分割払の可否についても同様の対立傾向がある。

二法系の時代にはいって既に半世紀を闊したわけであるがこれらの対立点は解消していない。

なお、小切手については、英米法では為替手形の一種であるとしている。統一法では、為替手形と小切手を明確に区分していることに留意する必要がある。

## 終章 お わ り に

わが国の例によれば、1934年統一法の採択時に手形・小切手の様式を定めるというステップがあり、1965年に信用純化を目的として様式のみならず規格をも統一した統一手形用紙制度の採用に踏切り、(15) 小切手についても1963年の横書採用に引続き1968年には規格様式を制定しかつ手形・小切手ともに MICR 印字方式の採用により機械処理への道を開きコンピュータ使用による事務の合理化に偉力を発揮することとなった。

統一手形用紙制度はわが国独自のシステムで全国的に手形用紙の規格・様式・各欄の位置・紙質が定められているというケースは現在他の国々には見られない事例である。

この方式の利点は、信用取引純化という目的を果しかつ事務処理面の効率

化に資したことは勿論であるがもう一つの側面を見逃すことは出来ない。それは手形法・小切手法との関連に於てである。即ち、法的要件はすべて一定の個所に設欄されており、なおかつ事前に可能のものは印刷した上で銀行から取引先に交付されているということで、例えば手形の振出しに際しては、空欄に記入して行くという事務処理によって自動的に振出行為が完成し、法定要件を充足するという仕組みがこれである。設欄にあたっては法的側面からの十分な検討が加えられたことは云うまでもない。(16)

わが国の統一手形用紙制度では、欧文手形は事情により除外されているが将来いつの日にか国際的協調機運が盛り上った時点で荷為替手形については国際的統一手形制度が誕生するものと期待される。当面は夢物語ということであろうが国際間取引の手段の一つである信用状の様式については、すでに国際商業会議所 (I. C. C) が制定した標準様式なるものがあり、(17) 現在各銀行において徐々にではあるが逐次採用されつつあることを想起すれば期待してもおかしくはないと云い得よう。

このほか最近の例では、商品分類の国際統一システムが完成し1987年には発効の見通しとなっているが、この狙いの一つとして貿易書式の標準化があげられている。(18)

日本国内の動きとしては、通産省の要請により、経団連や日本貿易会が中心になって国際基準に合わせた統一書式の作成、コードの統一化、手続面の改善に取り組んでいるとのことである。(19)

これらの動きは外国為替手形・小切手にも及ぶものと予想されるが、書式の標準化・統一化の効果は、事務手続面の迅速化、効率化に資するのみならず、わが国統一手形制度の例に見られるように、法律と実務の融合、即ち書式の標準化による法律目的の自動達成を可能ならしめる点にも重要な意義があるものと思料される。

外国為替手形、特に荷為替手形について、英米両国が、統一法を形式重視、硬直的考え方と非難するのみでなく、国際協調の精神に則り歩み寄りを見せることによって世界的統一手形法の早期実現を期待したいものである。前述した信用状等の事例もあり、従来永年にわたって夢物語と考えられてき

た眞の意味の手形，小切手の統一が21世紀を待たずして実現の可能性を期待し，かつこのことにより事務処理面の効率化も推進されることでもって，法と実務の融合化を目指しつつ紛争を未然に防止するシステムの完成を待望するものである。 (終)

#### 参考文献・参考資料

- |  |     |         |
|--|-----|---------|
| (1) 安東盛人著有斐閣「外国為替概論」                             | P   | 81      |
| (2) 鈴木竹雄著有斐閣「手形法・小切手法」                           | P P | 64～72   |
| (3) I bid  | P P | 79～80   |
| (4) I bid  | P P | 82～86   |
| (5) I bid  | P P | 86～87   |
| (6) 東京銀行編東洋経済新報社「横浜正金銀行全史第4巻」                    | P   | 69      |
| (7) I bid  | P   | 129     |
| (8) I bid  | P   | 130     |
| (9) 東京銀行編実業之日本社「貿易と信用状」                          | P P | 210～218 |
| (10) 岡垣憲尚著ダイヤモンド社「外国為替実務入門」                      | P   | 114     |
| (11) 鈴木竹雄著有斐閣「手形法・小切手法」                          | P   | 85      |
| (12) 鈴木竹雄・大隅健一郎編有斐閣「手形法・小切手法講座Ⅰ」                 | P   | 29      |
| (13) 東京銀行編実業之日本社「貿易と信用状」                         | P   | 210     |
| (14) I bid                                       | P   | 213     |
| (15) 全銀協通牒昭40企業第50号(昭40.4.26)                    |     |         |
| (16) 同 81号(40.7.20) 111号(40.9.21) 123号(40.10.18) |     |         |
| 132号(40.11.8) 136号(40.11.19)                     |     |         |
| (17) 東京銀行編実業之日本社「貿易と信用状」                         | P   | 88      |
| (18) 日本経済新聞昭和58年6月9日付記事「貿易取引に統一システム」             |     |         |
| (19) 日本経済新聞昭和58年4月14日付記事「輸出入書式を統一」               |     |         |

(以上)